



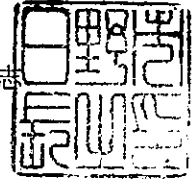
日野市告示第156号

日野市立落川交流センターの指定管理者募集について

日野市立落川交流センターについて、日野市立交流センター条例（平成13年条例第9号）第16条に規定する指定管理者に管理を行なわせるため、日野市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年条例第20号）第2条の規定に基づき、下記のとおり指定管理の指定を受けようとする法人その他の団体を募集する。

令和8年7月1日

日野市長 古賀 壮志



1. 公の施設の名称、設置目的、規模その他の概要

- | | |
|-------------------|---------------------------------|
| (1) 施設の名称 | 日野市立落川交流センター |
| (2) 所在地 | 日野市落川1400 落川林間公園内 |
| (3) 開設年月 | 平成16年5月
※昭和38年7月新築、平成16年3月改修 |
| (4) 建物構造 | RC造地上2階建て |
| (5) 敷地面積 | 12033.88㎡ |
| (6) 延床面積 | 295.09㎡ |
| ①貸室 | |
| ア 調理談話室 | 26.88㎡ |
| イ 交流室洋室 | 46.41㎡ |
| ウ 交流室和室 | 15畳 |
| ②その他 | |
| ア サロン | 7.26㎡ |
| イ 受付事務室 | |
| ウ 女子シャワー室・男子シャワー室 | |
| エ 女子更衣室・男子更衣室 | |

2. 指定管理者が管理する業務の範囲

- (1) 施設条例第4条各号に掲げる事業の実施に関する業務
 - (2) 落川交流センターの使用の許可に関する業務
 - (3) 落川交流センターの施設等の維持及び管理に関する業務
 - (4) 落川交流センターの使用に係る料金に関する業務
 - (5) 落川交流センターの運営委員会の支援業務
 - (6) 七生自然学園テニスコートの受付に関する業務
 - (7) その他、万願寺交流センターの管理上必要と認める業務
- なお、具体的な業務内容等の詳細は、公表する管理基準仕様書のとおり。

3. 指定管理者が管理する期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日までの5年間

4. 指定を受けるために必要な資格

指定期間中、施設の管理運営を円滑かつ安定して実施でき、運営に要する資格、免許等を有する団体等、もしくはそれらのグループ（共同事業体）であって、当該団体等又は

その代表者が次に掲げる①から⑬までのいずれにも該当しないもの。

- ①地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定により一般競争入札に参加させることができないもの。
- ②地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により本旨における入札の参加資格を制限されているもの。
- ③日野市競争入札参加有資格者指名停止基準（平成10年11月1日制定）に基づく参加停止措置を受けているもの。
- ④法人の場合には、最新の営業年度の法人税、消費税及び地方消費税、法人事業税、法人住民税を滞納しているもの。法人以外の団体の場合は、代表者の最新の所得税、個人住民税、個人事業税、消費税及び地方消費税を滞納しているもの（申請者の所在地が東京都特別区にある場合は、法人市民税は法人都民税、市民税は特別区民税。）。
- ⑤会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成22年法律第225号）等により再生又は再生手続を開始している法人等。
- ⑥社会福祉法（昭和26年法律第45号）第46条の2に基づく破産手続開始の申し立てをしているもの。
- ⑦地方自治法（昭和22年法律第67号）第92条の2（議員の兼業禁止）、第142条（長の兼業禁止）、第166条（副市長の兼業禁止）、第168条（会計管理者の兼業禁止）及び第180条の5（委員会の委員及び委員の兼業禁止）に該当するもの（法人以外の団体にあつては、法人における無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれに準ずべき者、支配人及び清算人に相当する職員が、日野市の議長、長、副市長、会計管理者、委員会の委員となっているもの）。
- ⑧日野市指定管理者候補者選定委員会の委員が経営又は運営に関与しているもの。
- ⑨指定管理者の責に帰すべき事由により、地方自治法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定の取消しを受けてから2年が経過していないもの。
- ⑩その他法令に反する行為等、社会的な信用を失墜させるなどの行為があり、指定管理者としての適格性に欠けると判断したもの。
- ⑪労働保険（雇用保険・労災保険）及び社会保険（健康保険・厚生年金保険）への加入の義務があるにも関わらず、その手続きを行っていないもの。
- ⑫2年以内に労働基準監督署から是正勧告を受けているもの（仮に受けている場合には、必要な措置の実施について労働基準監督署に報告済みである場合を除く。）。
- ⑬指定管理者の指定となるべき団体等を選定しようとする日前5年以内において、日野市暴力団排除条例（平成24年条例第29号）に基づく日野市指定管理者制度における暴力団等排除措置要綱（平成29年3月28日制定）（以下「措置要綱」という。）第3条第1号から第7号に掲げる下記の措置要件に該当するもの。警察からの情報提供等によりこれに該当することと判明した場合を含む。
 - 第1号 暴力団員等をその役員等としていること又は暴力団若しくは暴力団員等とその経営を実質的に支配されていること。
 - 第2号 職業の種類、雇用契約の形態等によらず、暴力団員であると知りながら暴力団員を雇用すること。
 - 第3号 自ら若しくは第三者の不正の利益を図るため又は第三者に損害を与えるために、暴力団又は暴力団員等を利用し次に掲げる行為を行うこと（役員等又は使用人がそれに相当する行為を行った場合も同様とする。）。
 - ア 暴力的な要求行為
 - イ 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - エ 風説を流布し、偽計又は威力を用いて市の信用を毀損し、又は市の業務を妨害する行為
 - オ その他アからエまでに準ずる行為
 - 第4号 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して金

銭、物品その他の財産上の利益を不当に与え、便宜を提供する等暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は暴力団若しくは暴力団員等に関与すること（役員等又は使用人がこれらに相当する行為を行った場合も同様とする。）。

第5号 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること（役員等又は使用人がこれに相当する状態にある場合も同様とする。）。

第6号 下請負人等が前各号のいずれかに該当するものであると知りながら、当該下請負人等との契約（以下「下請契約等」という。）を締結すること。

第7号 措置要綱第7条の規定による勧告措置又は注意喚起を受けた日から1年以内に、再度勧告措置又は注意喚起を受けること。

○共同事業体による応募に関する留意点

- (1) 複数の団体等がグループ（以下「共同事業体」という。）を構成して応募する場合は、代表法人等を定め、共同事業体の構成が明らかになる書類を提出するとともに、当該代表法人等が、あらかじめ定めた応募手続きを行うものとする。
- (2) 単独で応募した団体等は、共同事業体の代表団体又は構成団体になることはできないものとし、複数の共同事業体において同時に代表団体又は構成団体になることもできないものとする。ただし、申請の受付期間内であれば、応募を辞退する旨を届け出た後に新たに応募することができる。
- (3) 共同事業体に応募した後において、当該共同事業体の代表団体及び構成団体の変更は、原則として認めない。
- (4) 応募資格は、原則として共同事業体の代表団体及びすべての構成団体について適用される。
- (5) 応募時に「共同事業体の結成に関する申請書等（様式第G-1-1号、G-1-2号、G-1-3号、G-1-4号）」を提出し、また、選定後協定締結時までに、代表団体及び責任分担を明確に定めた「共同事業体協定」を締結し、共同事業体協定書の写しの提出が可能であることが必要となる。

5. 申請に必要な書類

下記の必要書類を各8部（原本1部、原本の写し7部）A4サイズにより提出すること。

(1) 応募書類（指定様式） ※は該当する場合のみ。

① 指定管理者指定申請書（手続規則様式第1号）

②-1 共同事業体結成申請書（様式第G-1号）※

②-2 共同事業体委任状（様式第G-2号）※

②-3 共同事業体構成表（様式第G-3号）※

②-4 共同事業体役割分担表（様式第G-4号）※

③指定管理者の応募申請に関する誓約書（様式第G-5号）

④指定公金事務取扱者指定申出書（様式第G-6号）

⑤団体等概要（様式第G-7号）

その他⑤に関係する下記の書類

ア 定款、寄附行為、規則その他これらに類する様式

イ 個人情報の保護及び法令順守に関する方針等

ウ 申請書を提出する日に属する直近年度の事業計画書及び事業報告書

エ 【法人の場合】登記簿謄本（現在事項全部証明書）

オ 【法人の場合】過去3年の（ア）法人税納税証明書及び消費税納税証明書

（イ）決算報告書（貸借対照表・損益計算書・株主資本等変動計算書・販売費および一般管理費・注記表・キャッシュフロー計算書

カ 【法人の場合】人員表

キ 【法人の場合】労働保険（労災・雇用）の加入を確認できる書類

ク 【法人の場合】健康保険の加入を確認できる書類

ケ 【法人の場合】厚生年金保険の加入を確認できる書類

コ 【法人以外の団体の場合】申請書を提出する日の属する事業年度又はその前年度の
収支予定書及び収支決算書

サ 当該指定管理業務に類する業務の受託実績

注1) 労働保険（雇用保険・労災保険）及び社会保険（健康保険・厚生年金保険）への加入の必要がないため、キ・ク・ケのいずれかの領収書の写し等の提出をしない場合は、「労働保険・健康保険・厚生年金の加入の必要がないことについての申出書」（様式第G-8号）を提出すること。

注2) 「法人等に関する書類は共同事業体応募の場合は構成団体ごとに提出してください。

⑥労働保険・健康保険・厚生年金の加入の必要がないことについての申出書
（様式第G-8号）※

⑦事業計画書（様式第G-19号）：任意様式も可

⑧自主事業実施計画書（様式第G-21号）※：任意様式も可

⑨要員配置計画書（様式第G-9号）

⑩収支計画提案書（様式第G-10号）

⑪暴力団等でないことに関する表明・確約書兼同意書（暴力団排除措置要綱様式第1号）

⑫質問書（様式第G-11号）※

⑬取下届（様式第G-12号）※

6. 申請期間

令和8年7月21日から令和8年7月27日

7. その他

詳細は、公表する募集要項及び管理運営基準仕様書を参照すること。

担当部署

日野市企画部地域協働課

住所 日野市日野本町1-6-2 生活保健センター4階

電話 042-581-4112